

# 訪問先の皆様へ

保育所等訪問支援は、児童福祉法第6条の2の2第5項に位置付けられている、児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ「**障がい児通所支援**」のひとつです。

療育の必要がある児童生徒等が保育所や学校等の集団生活の場において「**過ごし方に不安がある**」「**お友達と馴染めない**」「**先生方が関わり方に悩んでいる**」等の困りごとについて、保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が、保育所や学校等を実際に訪問し、一緒に考えます。

保育所等訪問支援を利用することで、支援を受ける児童生徒等は安心して集団生活を送ったり、様々な活動に取り組みやすくなったり、できたという達成感・満足感、できるという自信を感じることが出来ます。

保護者の方は、保育所や学校等でのお子さんの様子を、訪問支援員から細かく聞くことが出来ます。

訪問先と、保護者の方と、訪問支援員とで支援の内容について共有・統一することで、児童生徒等に対して一貫した関わりができることが期待されます。

# 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書

保育所等訪問支援は、サービスの理念や関係するみなさまの関わり方、役割について広く知っていただくことで、より効果的にサービスを実施することができ、お子さんを多方面から支援することができます。

保育所等訪問支援事業所や保護者さん、訪問先の保育所や学校等の方に向けた手引書のリンクを掲載しますので、ぜひご一読ください。

以下の厚生労働省ホームページ又はQRコードより閲覧、ダウンロードいただけます。



<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000166361.pdf>